

社会福祉法人 五倫会
障害福祉サービス事業グループ

【姫路暁乃里／太陽の郷／チャレンジ／ふらっと／オリオン】

平成30年度 運営方針・事業計画

社会福祉法人 五倫会 事業計画

1. 理念

孟子の「五倫」の教えに基づき、「私たちは人間を愛し、一人ひとりの人間があるままに、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指す。」の理念のもと平成30年度事業を執行する。

2. 基本方針

- ① 人間の夢や希望を応援し、一人ひとりが幸せと思える社会の実現に向けて働きます。
- ② 支援を必要としている人に、真面目に、誠実に向き合い、常に専門性を高める努力を惜しまず、支援します。
- ③ 常に時代の流れに柔軟に対応しつつ、且つ生活の質を追求し、先駆的な事業にも果敢に挑戦します。

3. 職員の誓い

- ① 利用者に対して尊敬と感謝の念を持ち、謙虚な気持ちを忘れません。
- ② 利用者に対して誠心誠意、平等に接します。
- ③ 利用者のペースに合わせ、同じ目線でじっくりと話を聞きます。
- ④ 利用者に対しての言葉遣い、職員同士の言葉遣い、挨拶は適切にします。
- ⑤ 職員間の報連相を徹底し、チームワークを大切にします。
- ⑥ 常に問題意識を持ち、自己研鑽に努めます。
- ⑦ できないと言わない、愚痴は言わない、人のせいにしません。

4. 法人経営の原則の遵守

平成30年度事業を執行するに際し、法人定款第3条に規定する法人経営の原則を遵守する。

《法人定款》（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、障害児、障害者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

5. 評議員会・理事会の開催

① 評議員会の開催

平成 30 年 6 月 (平成 29 年度事業報告及び決算等)

平成 30 年 12 月 (平成 30 年度事業経過報告等)

平成 31 年 3 月 (平成 31 年度事業計画及び予算等)

② 理事会の開催

平成 30 年 5 月 (平成 29 年度事業報告及び決算等)

平成 30 年 9 月 (平成 30 年度事業経過報告等)

平成 30 年 12 月 (平成 30 年度事業経過報告等)

平成 31 年 3 月 (平成 31 年度事業計画及び予算等)

6. 事業内容

- ・第一種社会福祉事業 障害者支援施設 姫路暁乃里
(生活介護・施設入所支援)の運営 各定員 35 名、30 名
- ・第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 姫路暁乃里
(短期入所)の運営 定員 4 名
(日中一時支援)の運営 定員 4 名
- ・第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 太陽の郷
(生活介護・就労継続支援 B 型)の運営 各定員 20 名、15 名
- ・第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 チャレンジ
(共同生活援助事業(サテライト型を含む)の運営 定員 16 名
(短期入所(空床型))の運営
- ・第二種社会福祉事業 障害児通所支援事業 オリオン
(放課後等デイサービス)の運営 定員 10 名
- ・第二種社会福祉事業 相談支援事業 ふらっと
(一般・指定・障害児相談支援事業)の運営

7. 重点施策

- (1) 赤字部門及び収益性が低下している事業のゼロベースでの構造改革と立て直し
平成 29 年度は、「ふあむ的形」の新規開設があり、人員確保や稼働率を上昇させることができなかったこと、また、「ごりんや」のオープンで、人員の異動、人員確保等に伴う予算消化がみられ、全体的に厳しい運営に迫られた。平成 30 年度は、法人全体の安定化を図りつつ、拠点区分ごとの事業の黒字化、足元の強化を図る。

① ふあむ的形

チャレンジ全体で4月より新規利用者、退所予定者があることに伴い、ふあむ的形を含め、グループホーム全体の事業内容、事業モデル、人員配置等すべていったんゼロにし、構造改革を速やかに実行する。

② ごりんや

昨年7月にオープンし、売り上げは上昇したものの、人件費などが上昇したため、昨期中の黒字化とはならなかった。営業力を強化し、期中での安定的な黒字化を達成させる。

(2) 職員の能力や個性を生かす組織づくりと、多様な人材、働き方を尊重する仕組みづくり

① 人事制度改革を実行する。

ライフステージやライフスタイルにあわせた働き方ができる仕組みを施行する。また、正職員・パートという区分をできるだけなくし、同一労働同一賃金を目指した賃金体系を構築する。

② 海外からの留学生、実習生の雇用も含め、多様な人が認められ、働き続けられる職場づくりをすすめる。

③ 管理者研修の実施と将来の経営メンバーを育成する。

(3) リスクマネジメント体制の強化

虐待、苦情解決、事故防止等リスク対応の研修を積極的に受講し、全職員に危機管理に対する意識を徹底させる。

(4) 事業経営の透明性

財務、会計の信頼性を確保するため、適正な会計処理を行う。利用者や寄付者、取引先などへ明確な経営方針を示すほか、財務会計、施設運営などの情報についても積極的に公開する。また、業務執行と監視の体制を明確にし、業務の適正を確保する体制を構築する。

(5) 新たな事業の推進と事業領域の開拓

① 共生型サービス事業開設（姫路暁乃里）⇒期中内に開始できるか十分に検討する。

② 就労定着支援事業の追加（ふらっと）⇒現在の一般就労者の職場定着を支援する。

③ 日中サービス支援型グループホームの開設 ⇒

法人所有地や地域の既存建物等を活用し、障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの整備計画を進める。

④ 新規事業のための人材確保 ⇒将来を見据え、ハローワーク、民間の人材紹介等を利用し、積極的な人員確保に努め、余裕を持った人員配置を目指す。

指定障害者支援施設 姫路暁乃里 事業計画

基本方針

『共に考え、共に実践し、共に達成する』

～利用者・スタッフ・地域と共に～

利用者一人ひとりが思い描く、“夢・理想・未来”の実現に向けて、利用者とスタッフの信頼関係のもと、利用者に関わる全ての関係機関、全ての人々を巻き込みながら地域社会が一体となって“共に考え、共に実践し、共に達成する”支援体制の実現を目指します。

取り巻く環境

加齢に伴う歩行力や嚥下力など身体機能の低下に起因するリスクが増えており、利用者個々のエンパワメントを引き出し、潤いのある生活への支援はもちろんのこと、機能維持や低下を予防する支援が必要となっている。

また、安定した施設運営を目指すため、新規利用者の受け入れ（通所生活介護）を積極的に図る必要性があることから、受入調整や太陽の郷と連携を図り、定員を充足できるように努める。併せて専門性の高い職員の育成や環境整備も進める。

重点項目

1. 医療・給食

利用者の高齢化・重度化にともない、医療や給食の重要性が年々高まっている。

医療に関しては、定期受診、健康診断後の再検査、精密検査、風邪などによる通院等、年々通院回数が増えており、各職種間や家庭、状況によっては各関係機関と連携を図りながら対応していく。

また健康診断及び各種検診により、疾病の早期発見に努め健康に生活出来るよう努める。感染症予防に関しては、インフルエンザの予防接種等とともに日常的に手洗い・うがいの徹底と施設内の清掃・消毒を行っていく。一定年齢以上の方については、肺炎球菌ワクチンの接種を行い、予防に努めていく。年々増加している通院者と共に服薬者も増え、薬の管理に関わる時間も増えており、通院業務など支援課全体で協力体制をとり対応していく。

給食に関しても、高齢化と共に嚥下機能が低下している利用者、食事の介助頻度も年々増えてきており、個々の利用者の疾病、嚥下、咀嚼に配慮し事故防止に努める。

毎日の食事が利用者が一番の楽しみでもあり、嗜好調査や希望を取り入れたバイキング・選択メニューの提供、季節に応じたメニュー作りを行い、毎日の食生活の潤いや楽しみとなるよう努める。

2. 支援技術の向上

利用者の特性を理解し、適切なサービスを提供するため OJT 研修の実施や、職場研修の充実を図り、医師や看護師と連携した健康管理に係る医学的知識の習得、多様な障害

に対応できる専門知識の習得、職員のスキルアップを図る取り組みを積極的に行う。また介護技術研修などにより利用者の高齢化にも対応できる職員の育成に努める。

3. 人権擁護への取り組み

職員倫理綱領、職員行動規範を遵守し、人権侵害防止・利用者の人権擁護や虐待防止の徹底に努める。

4. 社会・地域との連携

買い物等外出の機会拡大と積極的なボランティアの受け入れを行い、地域との交流を図るとともに地域行事の参加、施設行事に地域住民を招待するなど相互理解を深めていく。

5. 働きやすい職場づくり

日常業務の中で「報告、連絡、相談」を通して情報の共有化を図り、職員間のコミュニケーションを円滑にすることに取り組み、職場の活性化を図る。

6. 障害者差別解消法の推進

障害者差別解消法の外部研修の参加や福祉事業者向けガイドラインに基づいた職員研修を行い、理解を深める。また「合理的配慮」への対応の一つとして利用者個々の障害特性に応じた適切なアセスメントと丁寧な支援に取り組む。

●事業の目的、定員と現員（平成30年2月1日現在）

<生活介護>

利用者の状況に応じて適切な食事、整容、更衣、排泄、移動等の生活全般にわたる支援を継続する。嘱託医・看護師と連携を取りながら日常生活上の健康状態、服薬、健康に関する相談、アドバイスを受けながら健康維持のためのサービスを提供する。余暇活動や行事、個人に沿った体操や散歩等のサービスを提供する。

定員	35名				
現員	40名	男性	25名	女性	15名

<施設入所>

障害者自立支援法、知的障害者福祉法に基づいて18歳以上(特例15歳以上)の知的障害者が入所(利用)して施設が利用者に対し、可能な限り地域における生活に移行できるよう日常生活の援助及び日中活動支援を行う。

定員	30名				
現員	30名	男性	17名	女性	13名

	男 性	女 性
最小年齢	25 歳 5 ヶ月	25 歳 10 ヶ月
最高年齢	71 歳 0 ヶ月	70 歳 1 ヶ月
平均年齢	41 歳 1 ヶ月	46 歳 2 ヶ月
男女平均年齢	43 歳 4 ヶ月	

●日課

時間	平日	休日
6 : 30	起床、整容	起床、整容
7 : 45	朝食準備	朝食準備
8 : 00～ 9 : 15	朝食、歯磨き 清掃、洗濯干し、朝礼 ラジオ体操	朝食、歯磨き 清掃、洗濯干し、朝礼 ラジオ体操
10 : 00～ 11 : 30	作業、活動 シーツ交換・居室整理(火曜) 太鼓教室 10 : 00(第 2 金曜、第 4 土曜) 缶回収(木曜)	余暇、活動
12 : 00～ 13 : 30	昼食、歯磨き 入浴準備、バイタル測定	昼食、歯磨き 入浴準備、バイタル測定
13 : 30～	女性入浴 まほろばパン購入(月曜) 体操教室 14 : 00(火曜) 音楽療法 14 : 30(第 1・3 金曜) ティータイム	女性入浴 余暇 小西接骨院マッサージ ティータイム
15 : 00～	男性入浴 自由時間	男性入浴 自由時間
18 : 00～	夕食、歯磨き 自由時間 就寝準備	夕食、歯磨き 自由時間 就寝準備
20 : 00～	就寝前薬服用	就寝前薬服用
22 : 00	消灯・就寝	消灯・就寝

●年間研修計画

月	研 修 内 容
4 月	
5 月	新任リーダー研修、虐待対応力向上研修
6 月	

7月	発達障害支援スーパーバイザー養成研修
8月	施設長・職員合同一泊研修、 兵庫県サービス管理責任者研修、兵庫県相談支援従事者初任者研修
9月	兵庫県サービス管理責任者研修、兵庫県相談支援従事者初任者研修 福祉の集い
10月	虐待未然防止研修
11月	播磨地区職員研修会、スーパービジョン・メンタルヘルス研修
12月	兵庫県サービス管理責任者研修、介護職員スキルアップ研修
1月	
2月	新任職員研修、虐待防止研修
3月	

●平成30年度実施計画

取り組み内容	項目	30年度
人権擁護の徹底	人権尊重と虐待防止の意識の徹底	・権利擁護研修(外部研修) ・虐待防止委員会(随時)
	苦情・相談への適切な対応	・苦情解決委員会(随時)
サービスの質の向上	安心安全なサービスの提供	・感染症予防マニュアルなどの周知(年1回) ・モニタリングの実施(年2回) ・個別支援計画書の作成(年2回)
	生活環境の充実	・環境整備(随時) ・設備点検(EV 定期点検、消防設備点検、その他)
	支援技術の向上	・介護技術研修(外部研修)
社会、地域との関係促進・維持	地域住民と利用者の交流促進	・地域行事への参加 ・ボランティアの受け入れ(随時)
	地域生活を支える支援	・GH 利用者の疾病や生活改善等による短期入所受け入れ(随時)
	情報発信	・機関紙の発行 ・ホームページの更新
福祉関係法令対応	福祉関係法令への対応	・外部研修などへの参加
人材の確保	専門学校など関係団体との連携	・実習生の受け入れ ・インターンシップ等の受け入れ
	多様な就労ニーズへの対応	・様々な働き方の職員雇用の検討
人材の育成	職員育成	・OJT 研修の実施 ・業務の進捗状況の確認と助言
	職場づくり	・日常業務内の報連相の徹底

	職員の健康の確保	・受診の周知と徹底
災害対策強化	日常の防災訓練	・避難訓練を年2回以上実施

<短期入所(ショートステイ)、日中一時支援(宿泊を伴わない)>

【目的】 個々の心身の状況やご家族の心身の状況に配慮した短期的なレスパイトを目的とし、個々の状況に応じてその後の生活基盤の構築も目的とする。

【活動内容】

- ・ 食事の提供
利用者の希望、健康面を考慮した食事を提供する。
- ・ 生活に関する相談、援助
利用者の自己判断、自己決定、自己責任のもと自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、援助を行う。
- ・ 服薬管理
状況に応じて服薬援助を行う。
- ・ 健康管理
利用者の健康状態に注意し、必要に応じて、食事等配慮する。
- ・ 短期利用者に対する緊急時の対応
利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応・ご家族、関係機関との連絡調整を行う。
- ・ 情報提供
利用時における本人の状況報告、家庭における関わりについての相談、サービス事業所の情報提供、各種福祉サービスの情報提供を行う。

1. よりよい食環境の構築

- ・喫食される方の状態を把握し、食形態を随時見直す。
- ・味付けの均一化を図る。
- ・病態に合わせた食事作り。
- ・栄養基準量に基づいた食事提供。
- ・選択する楽しさ、喜ばれる食事の提供。

2. 嗜好調査(アンケートによる)実施

- ・利用者様の要望や不満を把握する。
- ・アンケート結果により、味付け、献立の見直しを行う。

3. 給食委員会の実施

- ・月に1回給食委員会を開催し、職員・利用者様より味付けやメニューに対する意見を聞き、その情報をもとに協議をし、よりよい食事提供を行う。

4. 食の充実を図り、複数献立を取り入れる。

- ・毎昼食に選択メニューを取り入れる。
- ・月に2回3者択一メニューを取り入れる。
- ・月に1回季節の行事食かバイキングのどちらかを取り入れる。

5. 食事提供時間

朝食	昼食	夕食
8 : 00	12 : 00	18 : 00

6. 職員体制

- ・姫路暁乃里栄養士1名(非常勤)
- ・日清医療食品株式会社栄養士2名
- ・日清医療食品株式会社調理員3名

7. 衛生管理体制に基づいた安心・安全の食事提供

- ・月2回事業所衛生チェック。
- ・支店衛生担当による衛生監査。
- ・月1回のエリア会議における衛生勉強会。
- ・本社衛生管理室による衛生監査。

8. 非常時、災害時におけるバックアップ体制の確立

- ・災害時における対応マニュアルを全事業所装備。
- ・非常用備品を各支店単位で装備。

平成30年度 障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

○ 障害者の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるようサービスの充実を図る。

<施設入所支援>

1. 夜勤職員配置体制加算の充実

重度高齢化に伴う夜間業務の負担増を踏まえ、現行定員40名以下49単位/日⇒60単位/日(以下定員区分に応じて設定)

2. 重度障害者支援加算(Ⅱ)に係る算定要件の経過措置の延長⇒平成31年3月31日までに延長

【対策】 まだ強度行動障害研修(基礎・実践)を受けていない職員は研修を受講する。

<生活介護>

1. 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケアが必要な障害者を一定以上受け入れ、看護職員を2人以上配置した場合について、新たに評価する。⇒現行の加算単位の2倍

【対策】 医療的ケアが必要となる利用者が今後出てくるかもしれない。しかし現状では看護師1⇒1、看護師2⇒0.6であるため加算が取れない。看護師を募集しており随時面接を行っていく。

2. 開所時間減算の見直し

開所時間減算の減算幅拡大(運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合)

4時間未満 現行：所定単位数の70%を算定⇒所定単位数の50%を算定

4～6時間未満 現行：所定単位数の85%を算定⇒所定単位数の70%を算定

【対策】 姫路暁乃里 生活介護開所時間は9時～17時である。定員35名のうち、入所利用者が30名であり家人との外出や外泊がない限り利用時間が短くなることはない。通所者は9時～15時半までの利用であり6.5時間の利用となっている。

<短期入所>

1. 長期(連続)利用日数の上限設定と年間利用日数の適正化⇒連続利用は30日までとし、年間利用日数は180日を目安とする。ただしやむを得ない場合は自治体判断で可。

【対策】 「やむを得ない場合」の理由が自治体で異なる可能性がある。

介護者の入院や急病、事故などの場合は緊急性があるため例外的に認められるが、緊急性はないものの介護困難であり短期入所を数年にわたり利用しているケースが認められるかどうかは分からない。

障害福祉サービス事業所 太陽の郷 事業計画

基本方針

1. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、主人公として活動できることを大切にします。
2. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、どの場面でも自分の考えで選び決めることを大切にします。
3. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりの考えや行動を認め、本人の権利を守ります。

取り巻く環境

障害者虐待事件が多く取り沙汰され、世間の障害福祉職への理解は良いものとは言えないかもしれない。そういった中での人材確保に加え、高齢化に伴う支援力の向上や人材育成は必須である。合理的配慮や意思決定支援といった言葉も多く聞かれる様になり、当事業所も支援の在り方を考え直す時期にきていると感じる。このような点をふまえ、利用者・職員共にやりがいを持てる施設となる様に下記の重点項目 5 点を挙げる。

重点項目

1. 利用者支援

個別支援計画内容の実施と記録、会議開催による支援の見直し、毎日の引継ぎでの情報共有、法人内での情報共有や協力体制の整備等を行う。職員都合の支援とならない様利用者主体の良質な支援を目指す。その他、マンネリ化支援とならぬ様、常に新しい事を考えながら提供をしていく。

2. 健康管理

嘱託医または看護師と連携をとり、疾病の予防に努める。年 2 回の健康診断を実施し利用者の実態を的確に把握、家人へ健康指導等を実施する。就労継続支援 B 型においてはこの限りではない。

3. 人材育成

マニュアルの整備、施設内研修実施、発言回数を増やす、責任感向上の為に仕事を任せる等を施設内にて実施。その他、施設外では研修参加に加え他施設との交流や勉強会を開く。繋がりを多く作る事により多方面からの情報や刺激を受ける事もあり、育成に繋がると考える。

4. 情報提供

行政等の動向や施設の意向等を毎日の連絡帳や保護者会、毎月の広報誌にて保護者へ対して発信する。それにより当法人の活動や障害福祉への理解を更に深めてもらう。また、地域や他施設等へ広報誌等を発送する事により繋がりを、協力体制を整えられる様に努

力する。

5. 地域参加・交流

地域活動への積極参加をする事で交流と理解を深める。実習やボランティアの受け入れを実施し風通しの良い施設運営を目指す。また障害福祉を知ってもらう事で人材確保にも繋げていく。

●事業の目的、定員と現員（平成30年2月1日現在）

〈生活介護〉

定員	20名				
現員	26名	男性	14名	女性	12名

〈就労継続支援B型〉

定員	15名				
現員	14名	男性	10名	女性	4名

	男性全体	女性全体	生活介護	就労B
最少年齢	22歳	29歳	29歳	22歳
最高年齢	54歳	52歳	54歳	47歳
平均年齢	35歳	37歳	-	-
男女平均年齢	36歳		38歳	34歳

●営業日

月曜日から金曜日、指定の土曜日とする。（ただし、国民の祝日、施設指定日を除く。）
ただし、就労継続支援B型における施設外就労等の場合はこの限りではない。

●営業時間

8：00～17：00

●サービス提供時間

生活介護 9：00 ～ 15：30

就労継続支援B型 9：00 ～ 15：30 、 12：30 ～ 19：00

●日課

生活介護	時間	就労継続支援B型	
登所	9:00	登所	
朝礼		朝礼	
ラジオ体操	9:30	ラジオ体操	

作業・活動 休憩 作業・活動	9:35 10:30 10:35 10:45 10:50	作業 休憩 作業	
昼食・休憩	11:50 12:00 12:30	昼食・休憩	登所
体操 作業 休憩 作業 掃除・終礼 降所	12:40 12:50 12:55 13:00 13:30 13:45 14:00 15:00 15:30 19:00	掃除 作業 休憩 作業 掃除・終礼 降所	掃除 作業 休憩・出向準備 施設外就労出発 作業終了・送迎

〈就労継続支援 B 型事業〉

① 作 業

業者・その他	作業内容
内海建設 株式会社 播備 株式会社 一般家庭	除草作業 姫路市内、一般家庭等、委託契約内容の実施
株式会社 新栄ビルサービス 株式会社 フロンティア	清掃作業 委託契約内容の実施
株式会社 デイリー印刷 小倉印刷 株式会社	封入作業等
服部プロセス 株式会社	ポスティング作業等
あぼしリサイクル事業所	紙パック選別作業
マックスバリュ トーホー コンビニ数店舗	空き缶の回収、分別
太陽の郷 ごりんや	店舗出向、弁当・惣菜の仕込み、移動販売

◇新規作業予定、その他

- ①ドライフルーツの製造・販売（配達、ごりんや店舗・ネット販売等）
- ②大塩海岸清掃管理(姫路市)委託契約内容の実施（清掃、除草、水路浚渫）入札参加予定。

◇工賃支給方法

- ①評価基準を設け、利用者個々の時給を決定させる。
- ②3ヶ月毎の工賃会議にて金額・評価の見直し、昇給等を決定させる。

〈生活介護事業〉

① 部屋別活動

部屋名	活動名	内 容
アップルーム	作 業	箸の紙袋入れ、箸の本数数え ※1週間 20,000本～25,000本納品目標
スマイルルーム	レクリエーション	カラオケ、映画鑑賞、体操、 勉強活動等、季節毎の創作活動 ※秋は「かかしコンテスト」出展 【クラブ活動】 ①音楽クラブ（月2回） ②絵画クラブ（月2回） ※コンクールへの出展実施 ③太鼓クラブ（月1回） ④ドライブクラブ（月複数回） ⑤ウォーキングクラブ（月複数回）
施設外での活動		散歩、ドライブクラブ、ウォーキングクラブ、誕生日外出、ルネス花北体育館での活動、各地域行事等への参加、その他

◇新規導入予定、その他

- ①タブレット端末を利用した構造化、コミュニケーション支援等。

●年間研修計画（平成29年度実績より）

月	研 修 内 容	
	施設外	施設内
4月		虐待防止法・差別解消法・合理的配慮・職員の行動規範等について（新入職員）

5月		
6月		
7月		
8月	感染症対策研修 播淡地区施設長・職員合同研修会 兵庫県サービス管理責任者研修	感染症対策について
9月	福祉の集い 兵庫県サービス管理責任者研修	
10月	兵庫県知的障害者福祉大会 権利擁護委員会 虐待未然防止研修	
11月	全国生産活動・就労支援部会職員研修会 県知協スタッフ委員会 中堅職員研修会 播磨地域障害福祉サービス従事者研修 播淡地区職員研修会	
12月	障害者虐待対応力向上研修 兵庫県サービス管理責任者研修	感染症対策について
1月		
2月	県知協スタッフ委員会 新任職員研修会	
3月		来年度に向けて

●平成 30 年度実施計画

取り組み内容	目的	実施内容
サービスの質の向上	統一した支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画書の作成（年2回） ・モニタリング実施（年2回） ・支援会議の開催（年複数回） ・報連相の工夫、徹底 ・危機管理意識を高める為の研修 →事故、ヒヤリハット、苦情、その他
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加 ・内部において責任ある役割を与える ・スーパービジョンの実施
	人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加、施設内研修実施。 →虐待防止法、差別解消法、合理的配慮、意思決定支援、その他
災害対策	緊急時の対応力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練実施（年2回） ・緊急時の利用者対応についての会議 ・避難経路の確保、検討 ・設備点検

地域参加・貢献	風通しの良い施設運営	・ボランティア、実習生の受け入れ ・広報誌発行
中長期計画の策定	安定した施設経営	・目標を立て、向かうべき方向性を明確にする ・行政の動向や、3年後の報酬改定を見据えた計画を立てる

平成30年度 障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

<生活介護>

1. 専門的人材の確保・養成の機能の強化

拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として創設する。

重度障害者支援加算【新設】	
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合（体制加算）	7 単位/日
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修終了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個別加算）	180 単位/日

【対策】強度行動障害支援者養成研修（実践・基礎）の受講と配置。

<就労継続支援 B 型>

1. 平均工賃額に応じた基本報酬の設定

平均工賃額に応じた基本報酬とし、目標工賃達成加算については廃止する。

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584 単位	4.5 万円以上	645 単位
	3 万円以上 4.5 万円未満	621 単位
	2.5 万円以上 3 万円未満	609 単位
	2 万円以上 2.5 万円未満	597 単位
	1 万円以上 2 万円未満	586 単位
	5 千円以上 1 万円未満	571 単位
	5 千円未満	562 単位

2. 施設外就労に係る加算の要件緩和

就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行をより促進するため、達成度の評価を施設外就労先で行うことを可能とし、施設外就労の総数について利用定員の 100 分の 70 以下とする要件を廃止する。

【対策】制限が無くなった事により施設外就労への出向回数を増やす。その上での作業の確保と利用者の体調管理に努める。

3. その他

医療連携体制加算Ⅱ（1日 250 単位）の算定

要件：医師の指示書に基づき、訪問看護師による看護ケアを提供した際に算定

内容：バイタル測定（血圧、脈拍、体温）、カウンセリング、その他

基本方針

障がい者の地域生活移行の一つの手段として、共同生活援助事業における共同生活住居を設置運営し、利用者一人一人にとって心安らげる「家」となるような支援を目指します。利用者の障がい種別や程度に関係なく、充実した生活を営むことができるように、適時のタイミングで適切な支援を提供していきます。そのためのサポートと相談業務の強化を図り、各関係機関と連携を密にして、継続的に支援する体制を整える努力をします。

取り巻く環境

自立生活、施設・病院からの地域移行を進めていくためにも、グループホームの果たす役割は大きい。障がい者等の地域生活・地域移行の「受け皿」として重要なグループホームについては整備が進められている一方で、より一層のサービス量を確保していく必要がある。また、利用者の重度化・高齢化への対応についても早急に考えていかなければならない。障がいの重度化・高齢化の課題にもしっかりと対応していけるよう、世話人・生活支援員の体制強化が求められる。

現在は定員16人を満たしていない状況であるため、短期入所や体験利用で受け入れを積極的に行い、利用者の状況を見ながら正式な入居へつながるように努める。

重点項目

1. 援助

一人ひとりの障害特性に応じて、個別のニーズに沿った個別支援計画を作成する。そして個別支援計画に基づいた柔軟性のあるサービスを提供する。食事や身体の保清の支援、調理や洗濯、掃除等の家事において各々必要に応じて援助を行う。家庭的な雰囲気や環境作りを心掛けて、本人の意向や能力に応じて職員と共同でできるようにする。現在持ち合わせている能力をできる限り維持できるように、そして経験を積むことで今以上の能力を身につけることができるように支援していく。

2. 健康管理、保健衛生

①健康管理は、普段の支援の中で常に意識しておく必要がある。看護師を中心として定期的に体重・血圧測定、検温、食事等の健康管理を行う。必要に応じて協力医療機関等へ相談・受診等の対応を実施する。健康診断や検診により、疾病の早期発見・早期治療に努める。

②定期受診、服薬管理については、必要な利用者には支援する。

④季節に応じて室温、空調等には十分配慮し、衣類による体温調整にも気をつける。

⑤食事はなるべく偏りが無いように栄養面に配慮して体調管理を行い、規則正しい生活ができるようにする。

⑥感染症には十分気をつける。外出から帰宅後は必ずうがい・手洗いをするこゝで予防に努める。

⑦利用者の増加に伴い、年齢層も幅広くなっている。各々日中活動の場を確保し、日々生活していく中で怪我や病気等健康面に関する課題が多くなっている。看護師を中心に支援に携わる職員同士が各利用者の健康面に関する情報を共有する。

3. 日中活動先の各関係諸機関との連携

①職員間の連携を密にし、就労先での諸問題に迅速に対応する。

②会社や事業所と連絡・調整を行い、状況によっては訪問等により情報交換をして、安心して落ち着いた日中活動ができるように努める。

③就労支援に関しては、職場への定期訪問や相談事業所・職業自立支援センター等の各関係機関と連携を取り合い情報の共有化を図ることにより、多方面からの支援及び助言ができるようにする。そして就労先の確保、就労後の安定、継続につなげていく。

4. 地域住民との連携

地域行事、活動に積極的に参加して住民との交流を通して障がいへの理解が深まるよう努める。より多くの地域の方々にチャレンジの存在を知ってもらい、一地域住民として生活することで、地域で一人暮らしを目指す利用者にとって移行しやすい環境作りを行う。

5. 非常災害対策

避難訓練を年2回実施する。

6. 緊急時の対応

緊急時マニュアルに基づき、利用者・職員双方に安全に対する意識を高めて計画的に訓練を行う。一番基本的な連絡手段である携帯電話の使い方を利用者全員が理解し、緊急時をはじめそれ以外の場合でも連絡はいつでもできる・つながるという体制をつくる。電話を受けることはできるがかけられない、かけることはできるが出ないということがないように意識づけていく。

7. 職員の資質向上

①管理者を初めとする職員の意識改革と資質向上に向けて、積極的に研修受講を実施する。

②安定した職員配置になるように、人材の確保・定着に努める。

共同生活援助事業所 チャレンジ

所在地 チャレンジ大塩 姫路市大塩町 1977-8 ニューベルバーグ NADA502

チャレンジコンフォール 姫路市大塩町 176-1 コンフォール大塩 207

チャレンジ砥堀 姫路市砥堀 1273-5
 サテライト(ルミエール) 姫路市大塩町 389-4 ルミエール 201
 ふあむ.的形 姫路市形的町的形 1768-27

●定員と現員（平成30年2月1日現在）

定員	16名					
内訳	名称	男性	女性	名称	男性	女性
	チャレンジ男性	4名	2名	サテライト	1名	-
	チャレンジ砥堀	3名	-	ふあむ.的形	2名	-
	コンフォール	-	2名			

現員	13名					
内訳	名称	男性	女性	名称	男性	女性
	チャレンジ男性	4名	2名	サテライト	1名	-
	チャレンジ砥堀	3名	-	ふあむ.的形	2名	-
	コンフォール	-	1名			

●利用者現況

利用者 年齢別表

	男性	女性
最少年齢	19歳5ヶ月	48歳8ヶ月
最高年齢	71歳3ヶ月	52歳3ヶ月
平均年齢	37歳4ヶ月	50歳7ヶ月
男女平均年齢	40歳4ヶ月	

●職員体制

管理者1名（兼務） サービス管理責任者1名（兼務） 看護師1名（兼務） 生活支援員2名
 世話人9名（兼務）

●平成30年度実施計画

取り組み内容	項目	30年度
人権擁護の徹底	人権尊重と虐待防止の意識の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護研修(外部研修) ・虐待防止研修(外部研修)
	苦情・相談への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決（随時）
サービスの質の向上	安心安全なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防マニュアルなどの周知(年1回)

		<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの実施(年2回) ・個別支援計画書の作成(年2回)
	生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備(随時) ・設備点検(消防設備点検、その他)
	支援技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・支援技術研修(外部研修)
社会、地域との関係促進・維持	地域住民と利用者の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事への参加
	地域生活を支える支援	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所受け入れ(随時)
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・機関紙の発行 ・ホームページの更新
福祉関係法令対応	福祉関係法令への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修などへの参加
人材の確保	多様な就労ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な働き方の職員雇用の検討
	職員育成	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進捗状況の確認と助言
人材の育成	職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務内の報連相の徹底
	健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受診の周知と徹底
災害対策強化	防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練を年2回実施 ・避難経路確認

平成30年度 障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

○ 地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

○ 共同生活援助における長期入院精神障害者の受け入れに係る加算の創設共同生活援助において、精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者の入居後の相談援助や個別支援等について、新たな加算として評価する。

<共同生活援助>

1. 自立生活支援加算

現行：入居中1回 500単位/回 ⇒ 入居中2回 500単位/回

2. 自立生活援助【新設】

定期的な居宅訪問等により状況把握、必要な情報提供・助言等の支援を一体的に実施することから、基本報酬は月額とし包括的にサービスを評価する。特に支援が必要な場合は実績や体制に応じて報酬を算定する。

【対策】自立生活援助は、定期的な訪問が義務付けられている。ただし、それ以外にも利用者からのニーズがあれば、臨時の訪問や電話・メールなどによる対応も行う。

障害者同士の結婚場合や一人暮らしや地域生活を継続することが困難な場合、市町村審査会における個別審査を経て、その必要性を判断したうえで適当と認められる

場合がサービス対象である。

3. 精神障害者地域移行特別加算【新設】

グループホームにおける長期入院精神障害者の受け入れの促進。精神科病院に1年以上入院している障害者に対し、退院後に受け入れる施設の社会福祉士、精神保健福祉士などが生活相談に応じた場合に加算する。

【対策】 体験利用・体験宿泊を行い、地域生活へ移行するための支援を行う。グループホームよりも自宅や民間賃貸住宅での「一人暮らし」を希望する人も多い。こうした中「地域移行＝グループホーム」という考えに止まってしまう可能性がある。知的障害者・精神障害者が共同で生活することにより様々な課題が出てくると思うが、それに柔軟に対応できる支援力が求められる。

指定障害者支援施設 ふらっと 事業計画

基本方針

障害福祉サービス及び福祉行政の一翼を担う機関として、公正かつ中立な事業運営をおこない、在宅の障害児・者又はその家族から様々な相談に対し、必要な情報提供と各専門機関の紹介や在宅福祉サービス利用援助等を行う。また地域生活に移行する人や単身生活で重度の障害がある方に対し、サービス利用計画を作成のうえで関係機関と連絡調整し、適切なサービスが受けられるように支援する。

取り巻く環境

近年、「発達障害」と呼ばれる障害が増加し、当事業所へも相談件数、計画相談依頼が増加している、3障害の中の精神障害のうちに分類されている発達障害であるが、近年では精神障害とは別に捉える見方もある。可能なサービス提供事業所の開拓が今後の課題になってくる。また、受け入れをお願いする際にサービス提供事業所が不安を感じないよう、相談支援専門員も知識を得て、説明する機会も今後増えていくであろう。常に自己研鑽を怠らないよう努力していかねばならない。

重点項目

1. 相談・面接技術の向上

有資格者の育成のため、相談支援専門員現任研修の各種研修への参加をしていく。障害特性などの知識、技術面などにおいて専門性が必要となるため、専門性確保に努める。

2. スキルの向上

相談の内容に対して適切な支援や関係機関について情報提供し、本人・家族・関係者等と課題解決の道筋をつけていき、質の高いサービス提供できるよう努める。

事業概要

相談事業を通し、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や常に利用者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活や社会生活が実現できるようなサービス利用計画を作成のうえで関係機関と連絡調整し、適切なサービスが受けられるように支援を行う。

利用者対象

- ・ 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援

法」という)に規定される「特定相談支援事業所」の業務を通じて適切に実施する。

- ① 計画相談支援の提供
- ② サービス等利用計画の作成
- ③ モニタリングの実施
- ④ 利用者からの相談
- ⑤ 苦情処理に関する業務

職員体制

・管理者 1 名(常勤勤務)・相談支援専門員 1 名(常勤兼務)・1 名(非常勤兼務)

サービス利用契約者数 平成 30 年 2 月 1 日現在 65 名

平成 30 年度 障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

〈計画相談支援、障害児相談支援〉

現行のモニタリング実施標準期間の変更

標準実施期間の見直し(支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し)

1. 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労以降支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助の利用者及び、65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者。→3ヵ月
2. 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度包括支援の利用者。→6ヵ月

・相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

1人の相談支援専門員が1か月に実施するサービス等利用計画、モニタリングの標準担当件数を6ヵ月平均で月35件とし、40件以上となった場合には、超えた分の基本報酬を50%とする。

【対策】現時点で月35件以上になることはない。

・計画相談支援の基本報酬の見直し

現行：計画相談支援1,611単位 ⇒ 1,458単位

現行：継続サービス利用支援1,310単位 ⇒ 1,207単位

新基本報酬の単価は下がる。

【対策】各種加算をとれるよう努力する。

新設として初回加算、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算で単価を上げていく。

放課後等デイサービス オリオン 事業計画

基本方針

「あそび」は、食べることや寝ることと同様に、人間が人間として成長するためにはなくてはならないものである。子どもは「あそび」の中から多くのことを学ぶ。その「あそび」の経験がより豊かなものになるように優れた「遊び道具」と、子どもたちが自由にのびのびと遊ぶことのできる「遊びの環境」を提供し、子どもの健やかな成長を応援していく。

事業概要

心身の発達の遅れがある、あるいは遅れの疑いがある児童を対象に遊びや学習を通して発達を促していく。放課後や長期休暇中の障害児をサポートし、保護者へのレスパイトケアなども目的とする。

取り巻く環境

放課後等デイサービスについては、量的な拡大が著しいが、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘がある。単なる居場所ではなく『療育の場』であることを職員が意識し、利用児童にとって最善の支援が提供できるよう人材育成や環境整備に尽力する。

重要事項

1、職員の専門性・資質の向上

全職員が常に質の高い支援を目指し自己研鑽に努める。積極的に研修へ参加し、幅広い知識や技術の習得に繋げる。

2、支援内容の充実

児童一人ひとりにあわせたプログラム（個別及び集団プログラム）を実施する。定期的なケース会議を開き、施設全体で支援計画の見直しを行なう。職員間の「報告・連絡・相談」を徹底し、問題意識を共有することで、より良い支援が提供できるようにする。

3、関係機関との連携

家庭、他事業所、相談支援事業所及び学校など、各関係機関との連絡を密に行い、児童の情報を共有し、関係機関が一丸となって支援に取り組めるよう努める。

4、人材育成

外部研修の受講、内部研修での報告、プログラムの提案、支援方法の考案など多様な業務を任せすることで、仕事に対する責任感を育てる。職員間のコミュニケーションを大切にし、相談しやすい職場環境を整える。

利用対象者

小学1年生～高校3年生の障害児（障害手帳の有無は問わない）

職員体制

管理者1名（兼務）

児童発達支援管理責任者1名（兼務）

保育士1名

指導員4名（うち2名は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者）

サービス提供時間

授業終了後 14:30～17:30

休校日 10:00～16:00

日課

①授業終了後

時間	内容
14:30～	学校迎え（授業終了時間に応じる） 挨拶・健康管理 トイレ指導 個別指導・自由遊び
17:00～	片付け・トイレ指導
17:30	お迎え・自宅送り

②休校日

時間	内容
10:00～	随時通所 挨拶・健康管理 トイレ指導 個別指導・自由遊び・レクリエーション
12:00～	昼食 歯磨き・身辺整理 個別指導・自由遊び・レクリエーション
15:00～	おやつ
16:00	お迎え・自宅送迎

③レクリエーション

- ・音楽療法 月3回
- ・映画鑑賞会 月2回
- ・スノーズレン 週1～2回
- ・制作活動
- ・体操

年間行事

	内容		内容
4月	お花見・避難訓練	10月	ハロウィン・避難訓練
5月	子どもの日	11月	紅葉狩り
6月	遠足	12月	クリスマス
7月	七夕	1月	お正月・初詣
8月	プール遊び	2月	節分・バレンタイン
9月	お月見	3月	雛祭り・ホワイトデー

※奇数月に外出を行う

非常災害対策

消防計画に基づき、消防訓練を年2回実施する。

避難、救助、通報訓練を実施する。

AEDを継続的に設置し、緊急時全職員が対応出来るように研修を行う。

職員の資質向上

職員の資質向上のため積極的な研修受講を実施する。

研修で得た知識・経験を毎月実施している施設内研修にて他職員に発信、周知することで、全体のレベルアップを図る。

家族との連携

利用児童により良いサービスを提供できるように、常日頃から家族との連携を密にし、情報交換を行う。

コミュニケーションアプリ「LINE」を利用し、保護者が相談しやすい環境を整える。

自己評価

厚生労働省が作成した「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」を活用し、全職員が自己評価を行なう。結果は集計の上、全職員が討議し改善目標を立て、今後の支援に役立てていく。また、結果をHPで公開することにより、「地域に開かれた施設」を目指す。

利用契約者数

平成 30 年 2 月 1 日現在 47 名

利用現況

地域 姫路市：44 名 高砂市：3 名
男女比 男児：39 名 女児：8 名
学校区分 小学生 34 名 中学生 7 名 高校生 6 名

平成 30 年度 障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

ア) 人員配置基準の見直し

現行	見直し
指導員又は保育士	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（うち半数以上が児童指導員又は保育士であること）

対策：常時求人募集を行い、積極的に面接を行なう。実習生や学生のアルバイトを採用し、将来の人員確保に繋げる。

イ) 基本報酬の区分の創設

一律の単価設定から、以下の 2 つを勘案し基本報酬に 4 つの区分を設定する。

- ①食事、排泄、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児、又は別に定める指標（別紙 1）に該当する障害児が 50%以上利用する場合とそれ以外の場合の 2 区分を設ける。
- ②授業終了後に提供する場合については、1 日に行なわれるサービス提供の時間により報酬に区分を設け、短い場合（3 時間未満）と通常の場合（3 時間以上）の 2 区分を設ける。

ウ) 指導員加配加算の見直し

名称を「児童指導員等加配加算」とし、一定基準を満たす事業所が基準配置を上回る人員を加配した場合に評価する。

現行	見直し
基準となる従業者の員数に加え児童指導員、若しくは保育士又は、その他の従業者を 1 以上配置しているものに加算する。	基準となる従業者の員数に加え理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は、児童指導員若しくは、その他の従業者を <u>2 以上配置</u> しているものに加算する。

対策：人材確保に努めると共に、在籍する職員の資格所得をバックアップする。

エ) 自己評価結果等未公表減算

自己評価結果が未公表の場合、所定単位数の15%を減算

対策：年1回全職員で自己評価を実施し、結果を公表する。

食事、排泄、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上である障害児の数が障害児全体の数の 50%以上であること。

項目	0 点	1 点	2 点
コミュニケーション	1、日常生活に支障がない	2、特定の者であればコミュニケーションできる 3、会話以外の方法でコミュニケーションできる	4、独自の方法でコミュニケーションできる 5、コミュニケーションできない
説明の理解	1、理解できる	2、理解できない	3、理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に 1 回以上の支援が必要	4、週に 1 回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週 5 日以上）の支援が必要
異食行動	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に 1 回以上の支援が必要	4、週に 1 回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週 5 日以上）の支援が必要
多動・行動停止	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に 1 回以上の支援が必要	4、週に 1 回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週 5 日以上）の支援が必要
不安定な行動	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に 1 回以上の支援が必要	4、週に 1 回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週 5 日以上）の支援が必要
自らを傷つける行為	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に 1 回以上の支援が必要	4、週に 1 回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週 5 日以上）の支援が必要

項目	0点	1点	2点
他人を傷つける行為	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に1回以上の支援が必要	4、週に1回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不適切な行為	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に1回以上の支援が必要	4、週に1回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
突発的な行動	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に1回以上の支援が必要	4、週に1回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
過食・反すう等	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に1回以上の支援が必要	4、週に1回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
てんかん	1、年1回以上	2、月1回以上	3、週1回以上
そううつ状態	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に1回以上の支援が必要	4、週に1回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
反復的行動	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に1回以上の支援が必要	4、週に1回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	1、支援が不要 2、希に支援が必要 3、月に1回以上の支援が必要	4、週に1回以上の支援が必要	5、ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
読み書き	1、支援が不要	2、部分的な支援が必要	3、全面的な支援が必要